

- 所属長  
学校等の長
- 所轄庁等  
公立の学校等：学校等を所管する教育委員会  
(県立学校の場合は押印不要)  
私立の学校等：学校等を設置する学校法人・社会福祉法人の理事長，宗教法人の代表者
- 教育事務所  
各教育事務所が所管する市町村立学校等のみ押印
- ※ 個人で出願する方はこの欄は使用しません。

経 由	所属長	所轄庁等	教育事務所
	令和2年1月7日	令和2年1月8日	令和2年1月9日
	印	印	印
現在校	〇〇町立〇〇中学校		

様式第8号【記入例】

## 教育職員検定及び普通免許状授与等願書

令和2年1月7日

宮城県教育委員会 殿

「本籍地」は「都道府県名のみ」を記入 「住所」は「現に住んでいる所」を記入	本籍地	宮城 都・道・府 (県)
免許状の氏名表記は、JISコード 第1水準及び第2水準の文字による 表記となります。 【例】「高」は「高」になります。	住所	仙台市青葉区本町三丁目8番1号
「消せるボールペン」は使用禁止です。 (他の様式についても同様です。)	(フリガナ) 氏名	メンキョ タロウ 免許 太郎 (自署)
	生年月日(性別)	昭和54年12月10日 (男) 女)
	連絡先電話番号	090-9999-9999

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与（新教育領域の追加の定め）を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類 **特別支援学校教諭二種免許状**
- 2 教科又は領域 **知的障害者に関する教育の領域**
- 3 出願根拠規定 **免許法別表第7**

中学校・高等学校・特別支援学校の教諭の免許状を出願する場合に、教科又は領域を記入（幼稚園・小学校の教諭の免許状及び養護教諭・栄養教諭の免許状を出願する場合は記入不要）

※ 教育職員免許法第5条第1項（抄）

- 3 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することに
- 5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状
- 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はを結成し、又はこれに加入した者

出願する根拠規定を記入

- 【例】上 進 → 免許法別表第3（幼・小・中・高）  
免許法別表第6（養護教諭）  
免許法別表第6の2（栄養教諭）
- 他教科 → 免許法別表第4  
特別支援 → 免許法別表第7  
領域追加 → 免許法施行規則第7条第5項  
隣接校種 → 免許法別表第8  
栄免特例 → 免許法附則第17項  
幼免特例 → 免許法附則第18項 等

過しない者  
者  
免その他の団体

検定手数料		授与手数料	
収入証紙 1,000円 宮城県	500円 宮城県収入証紙	収入証紙 3,000円 宮城県	300円 宮城県収入証紙
宮城県収入証紙 (1,700円)		宮城県収入証紙 (3,300円)	
200円 宮城県収入証紙			

経 由	所属長	所轄庁等	教育事務所
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
現在校			

様式第8号

## 教育職員検定及び普通免許状授与等願書

令和 年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 (自署)

生年月日(性別) 年 月 日(男・女)

連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与（新教育領域の追加の定め）を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

1 免許状の種類

2 教科又は領域

3 出願根拠規定

※ 教育職員免許法第5条第1項（抄）

- 3 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 5 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

検定手数料	
宮城県収入証紙 (1,700円)	

授与手数料	
宮城県収入証紙 (3,300円)	